

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

奈良国民年金 事案 388

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月まで
② 昭和 44 年 3 月から同年 7 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付の事実が無いとの回答を受けた。

しかし申立期間①については、婦人会の集金により納付しており、当時、婦人会の役をしていた人は私の家の隣にあった小学校に勤務していたので、私が直接学校へ保険料を持って行ったこともあった。

また、申立期間①の期間中に一部未納になった時期があり、役場の職員から納付するように学校の電話を使って連絡があり、役場へ国民年金保険料を持参したこともあった。

申立期間②については、夫が亡くなり、義父が店を営んで家計を握っていたので、義父が婦人会を通じて納付してくれていた。

これら申立期間の国民年金保険料については、きちんと納付していたはずであるので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は婦人会の集金により納付し、保険料は 100 円であったとしており、申立人が居住していた地域では、当時、婦人会により保険料を集金していたことが確認でき、保険料額も一致している。

また、申立人は、小学校に勤務していたとする婦人会の役員の名前を記憶しており、その役員は申立期間に当該小学校に在職していたことが確認できるとともに、申立人の家は当該小学校の隣であったことから、保険料を直接その役員のところまで持参したこともあるなどの当時の納付状況については

詳細に記憶している。

さらに、申立人は、昭和 38 年 6 月から同小学校に勤務するようになったことにより、国民年金保険料を納付する必要が無いことや、国民年金を辞める手続をするようにその役員から指導を受けたとしていることに不自然さは見られない。

一方、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人に対し昭和 35 年 12 月 2 日に国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できるが、39 年 12 月 23 日に資格取消となっている。

しかし、婦人会の役員が勤務していた同小学校の同僚は、申立人が同小学校へ国民年金の保険料を持参し、その役員に手渡しているのを見かけており、役員が国民年金保険料の計算をしていたと証言している。また、その同僚については、申立期間当時、同小学校に在職していたことが確認できるとともに、証言内容の時期についても申立期間と一致している。

加えて、申立人は、申立期間のほかに国民年金被保険者期間は無く、国民年金手帳記号番号が取り消されるまでは、国民年金の被保険者資格を有していたことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

申立期間②については、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、納付状況等が不明確であり、申立人の義父が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立期間②について、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良厚生年金 事案 145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①に係る資格喪失日（昭和22年6月15日）及び資格取得日（昭和23年10月1日）を取り消し、申立期間②に係る資格喪失日を昭和25年11月1日に、申立期間③に係る資格喪失日を34年9月1日に、申立期間④に係る資格取得日を36年4月1日に訂正し、これらの期間に係る標準報酬月額を22年6月から23年7月までは600円、23年8月及び同年9月を4,800円、24年11月から25年10月までは6,000円、34年8月は1万8,000円、36年4月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月15日から23年10月1日まで
② 昭和24年11月1日から25年11月1日まで
③ 昭和34年8月31日から同年9月1日まで
④ 昭和36年4月1日から同年5月1日まで

昭和20年11月5日から平成6年6月30日までA社に継続して勤務していた。被保険者期間に空白があるのは、手違いがあったと考えられるので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書、人事異動記録簿及び事業所からの回答文書により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、元同僚の記録から、昭和22年6月から23年7月までは600円、23年8月及び同年9月を4,800円、申立期間②の標準報酬月額については、24年5月の社会保険事務所の記録から

6,000円、申立期間③の標準報酬月額については、33年10月の社会保険事務所の記録から1万8,000円、申立期間④の標準報酬月額については、36年5月の社会保険事務所の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無く、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①のA社B本部（現在は、C社。以下「A社」という。）における資格取得日に係る記録を昭和47年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については13万4,000円とし、申立期間②のA社D支店における資格取得日に係る記録を昭和48年9月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年9月30日から同年10月12日まで
② 昭和48年9月29日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、A社B本部及び同社D支店に転勤した際の記録が2か月欠落しているとの回答を得た。昭和37年3月に入社し、平成10年9月に退職するまで勤務しており、それまで会社を辞めたことはない。職歴証明書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

職歴証明書及び雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年9月30日にA社E支店から同社B本部に異動し、48年9月29日に同社B本部から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、同社B本部に係る社会保険事務所の記録から、13万4,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、同社D支店に係る社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについて、事業主は、「資料は無いが、通常通りに納付したと考えられる。」としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年3月10日から26年1月5日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和25年3月10日）及び資格取得日（昭和26年1月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月10日から26年1月5日まで
② 昭和29年10月2日から30年7月1日まで

上記の期間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。中学校を卒業後、昭和23年12月からB市C区にあったA社に勤めた。会社は、11年後に同市D区へ移転し、その後不渡りを出したが、再建され名称もE社に変更された。毎月の給料の中から、保険料を引かれていた。昭和23年12月1日から35年6月11日まで一度も辞めたことなく続けて勤めていたので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和23年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年3月10日に資格を喪失後、26年1月5日に同社において再度資格を取得しており、25年3月から同年12月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、元同僚の供述から、申立人が申立期間①においてA社に継続して勤務したことが認められる。また、給与の支払事務を担当していたとする元同僚は、「申立人は申立期間中の業務内容、勤務形態に変更は無く、継続し

て勤務していた。」と供述しており、申立人以外の申立期間の元同僚すべての厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間前後の記録から、3,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年3月から同年12月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社は継続して存在していたとする申立人の元同僚の証言があるものの、社会保険事務所の記録によれば、同社は適用事業所ではなく、かつ、申立人の元同僚すべての厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 2 年 2 月まで

平成 2 年 2 月に、生命保険会社に勤務していた母が、A 市役所にて 2 年間分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて支払った。平成 18 年 5 月まで私が領収書を保管しており、18 万円くらいの金額であったことは鮮明に記憶している。母が国民年金保険料を支払っていることに間違いはなく、未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 7 月 4 日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母親が、平成 2 年 2 月に申立期間の保険料を A 市役所で一括納付した際、年金手帳は発行されず、その後も、同市から年金手帳や国民年金保険料の納付書が送付されることは無かったとしているが、申立人が同年 2 月に申立期間の保険料を納付すれば、その時点で国民年金に初めて加入することとなることから、国民年金に加入した者に対して、年金手帳が発行されず、次年度以降の納付書が送付されないとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
結婚により退職したが、当時、厚生年金保険のことなど知らなかったの
で、脱退手当金は受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日に退職した2名についても、申立人と同日又は翌日に脱退
手当金の支給記録があり、そのうちの1名から「退職時に事業所から脱退
手当金についての説明があった」と証言が得られた。

また、申立人の被保険者名簿に「脱」表示はないが、前出の2名につい
ても「脱」表示がなく、脱退手当金は資格喪失日の約3か月後に支給決定
され、支給金額に誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の資格喪失日前後の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までに
資格喪失した申立人を除く女子4名の年金記録を確認したところ、全員に
脱退手当金の支給記録がある。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手
当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申
立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から32年5月1日まで
昭和28年8月にA社を退職後、B社に勤務し、32年5月1日にC社に転職するまで引き続き勤務していました。当時、自分より5歳程年上の同僚がいたことを記憶している。厚生年金保険料も控除されていた記憶があるので、厚生年金保険被保険者期間に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするB社については、社会保険庁の記録から昭和43年11月1日に健康保険厚生年金保険の適用事業所となり、46年10月31日に全喪していることが確認できる。また、同僚等の供述も得られないため、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していた事実は確認できない。

さらに、B社について、地元の商工会議所及び鉄工関連協同組合連合会では事業所名を確認できないとしている。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社及びB社に継続して勤務し、仕事内容にも変化は無かったにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間の給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立人がA社及びB社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書を検証すると、申立人がA社に入社した最初の昭和 42 年 12 月分の給与明細書には厚生年金保険料の控除欄が空欄であることが確認でき、翌月の 43 年 1 月分の給与明細書には厚生年金保険料が控除されていることから、保険料は翌月控除であると考えられ、申立期間のうち、45 年 1 月分の給与から控除されている保険料は前月の 44 年 12 月分の厚生年金保険料であると推認できる。

また、社会保険事務所が保管しているB社の事業所情報によると、当該事業所が社会保険に初めて適用されたのは昭和 45 年 3 月 1 日であることが確認でき、この時点でA社から事業所名称及び組織形体が変更となったものと考えられる。

さらに、申立人から提出されたB社にかかる給与明細書をみると申立人の当該事業所の入社月である昭和 45 年 3 月分及び退職月（昭和 46 年 3 月 31 日退職、同年 4 月 1 日資格喪失）である 46 年 3 月分の両月において、

厚生年金保険料が控除されていることから、保険料が当月控除であると考えられ、申立期間のうち、45年2月分の給与明細書の厚生年金保険料の控除欄が空欄となっていることは事業所の形態等の変更時期であったことから事務手続き上適正であると推認できる。

加えて、社会保険事務所が管理している申立人と同様にA社からB社へ移行した事業主等の厚生年金保険の記録をみると、申立人の申立期間と同様に事業所の変更時期の厚生年金保険の記録が無いことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月1日から33年8月31日まで

昭和30年ころにA社に就職し、受付等の事務を行っていた。昭和31年5月に事業所が社会保険に加入したことに伴い、自分も厚生年金保険に加入した。昭和33年8月末で退職し、夫の実家で同居を始めたが、34年に入りつわりがひどくなったため、私の実家に戻り、34年9月21日に長女を出産した。脱退手当金はちょうど実家に戻っていた時に支給されたこととなっているが、当時、脱退手当金の制度があることすら知らず、体調が悪く家で寝込んでいたこともあり、自分で脱退手当金を申請することはあり得ない。第三者による虚偽の申請か、もしくは社会保険庁の記録の誤りではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金が、厚生年金保険の資格喪失日から約10か月後に支給されており、支給額に計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨の記載は無いものの、当時、脱退手当金を受給しているほかの被保険者の厚生年金保険被保険者原票にも同様の記載はない。

さらに、脱退手当金が支給されたころは、つわりがひどく寝たきりであったとの申立人の主張については、当時、当該事業所の退職時に通勤していた実家に帰省しており、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情とまでは考えられない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。